

市民の皆さんの
意見を反映する
パブリック
コメント

「名寄市文化芸術振興条例(素案)」に対する 市民意見を募集します

市では、市民参加のまちづくりを推進するため、「名寄市パブリック・コメント手続条例」に基づき、次のとおり素案を公表しています。ご意見をお寄せください。

政策案の概要など

これまで『新名寄市総合計画』および『第2次名寄市社会教育中期計画』に掲げられてきた文化芸術振興のための条例について市民ホール「EN-RAY」の開館にあわせ制定します。

本市における文化芸術振興に関する施策を推進するため、基本理念を定めた上で、市民主体の活発な文化芸術活動が行われるよう市の責務と市民の役割を定めます。

市民主体の文化芸術活動を「育て」、市民が文化芸術を鑑賞したり発表する場の「環境整備」、またこれまで培われてきた文化芸術の「継承」などの理念を定め、文化芸術の振興と市民ホール「EN-RAY」を中心とした新たなまちづくりの創造を目指します。

公表の方法

①市ホームページでの閲覧

URL www.city.nayoro.lg.jp/

②指定場所での閲覧

市役所(名寄・風連庁舎、智恵文支所)、図書館(名寄本館・風連分館)、北国博物館、市立大学の情報公開コーナー、市民文化センター、ふうれん地域交流センター、駅前交流プラザ「よろーな」

意見の提出

●提出方法

指定場所に備え付けの「意見提出用紙」に住所、氏名を明記し、持参またはファックス・郵送・電子メールで提出。

※「意見提出用紙」は市ホームページからもダウンロードできます。

●意見募集期間

7月1日(火)～30日(水)

●提出先

〒096-0023

名寄市西13条南4丁目

市民文化センター内

教育委員会生涯学習課

Fax 01654-2356

✉ ny-publi@city.nayoro.lg.jp

担当

教育委員会生涯学習課

☎ 01654-2218

名寄市教育改善プロジェクト委員会の取り組み

市では、学校教育の今日的な課題に適切に対応するため、平成24年度に市教育研究所内に、市内小中学校の校長と教頭および各校から選出された教員で構成する「名寄市教育改善プロジェクト委員会」を設置しました。

本委員会では、知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を目指し、

- ①学習指導の工夫改善
- ②校内研修(研究)の充実
- ③教育資源などの活用

の3つの研究グループに分かれ、小中学校の教育活動などの改善充実を図る取り組みを推進しています。

また、次の3つの指定事業の取り組みと連動させながら学力向上や教員の資質向上を図る取り組みなどを効果的に進めています。



▲委員状交付式



▲第1回研究グループ会議

北海道教育委員会指定 学校力向上に関する 総合実践事業

名寄小学校が「実践指定校」、4小学校・4中学校が「近隣実践校」の指定を受け、基礎学力保障や人材育成などに取り組み、学校改善を推進しています。

北海道教育委員会指定 ほっかいどう 学力向上推進事業

名寄中学校が「拠点校」の指定を受け、「ほっかいどうチャレンジテスト」の効果的な活用や学習規律・生活規律の徹底などの学力向上の取り組みをさらに推進します。

文部科学省指定 自律的・組織的な学校運営体制の構築に向けた調査研究

全ての小中学校が研究指定を受け、管理職が中堅教員を育て、中堅教員が初任段階教員を育てる研修計画・研修体制などを構築します。

問い合わせ 学校教育課(名寄庁舎3階) ☎ 01654-2111(内線3377)